

平成 2 4 年度
鎌倉市政策創造担当業務報告書

【関 連 資 料 集】

1-1 政策創造担当(資料)

鎌倉市政策創造担当運営要領

1 目的

この要領は、鎌倉市政策創造担当（以下「政策創造担当」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2 運営

(1) 政策創造担当は、次に掲げる事項について、調査研究を行うものとする。

ア 鎌倉市の現状分析について

イ 鎌倉市の長期的展望について

ウ 新たな市政の取組について

(2) 政策創造担当は、大学・民間企業・他政策研究機関等と連携・協働することができる。

(3) 政策創造担当は、調査研究事項について外部より提案があったとき、その内容を検討するものとする。

(4) 政策創造担当は、必要に応じて、プロジェクトチームを置くことができる。

3 その他

その他政策創造担当の運営に関し必要な事項は、政策創造担当で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

1-2 政策創造専門委員(資料)

1 鎌倉市政策創造専門委員の法的根拠（身分）

【地方自治法】

（専門委員）

第一百七十四条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 専門委員は、非常勤とする。

【地方公務員法】

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

（1）就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1）の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（2）の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

（3）臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4）地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

（5）非常勤の消防団員及び水防団員の職

（6）特定地方独立行政法人の役員

2 鎌倉市政策創造専門委員の法的根拠（報酬）

【地方自治法】

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例】

（報酬）

第3条 前条第1号から第12号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表による。

2 前条第13号に規定する職員の受ける報酬の額は、毎年度予算の範囲内で市長が別に定める。

【鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則】

（非常勤嘱託員等の報酬）

第3条 条例第2条第13号に定める職員（以下「非常勤嘱託員等」という。）の受ける報酬の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第2（第3条）

職名	支給額	
専門委員	月額	300,000 円以内
同	日額	17,000 円以内
技術その他の嘱託員	月額	374,000 円以内
同	日額	24,500 円以内

鎌倉市規則第 88 号

鎌倉市政策創造専門委員規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市政策創造専門委員（以下「専門委員」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 専門委員は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第174条に基づく専門委員であって、その所掌事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 本市の政策及び施策を推進するために必要な調査等

(2) 本市の政策及び施策を推進するために必要な調査等並びに必要な地域及び関連団体等との調整等

(所属)

第 3 条 専門委員は、政策創造を担当する部等に属する。

(選任)

第 4 条 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から市長が選任する。

(任期)

第 5 条 専門委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 専門委員の報酬については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第 2 条第 1 号に定める所掌事務に従事する者 月額137,000円

(2) 第 2 条第 2 号に定める所掌事務に従事する者 月額300,000円

2 専門委員の費用弁償については、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年 4 月条例第 5 号）の定めるところによる。

(庶務)

第 7 条 専門委員に関する庶務は、政策創造を担当する課等において処理する。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、専門委員について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。